

【募集方法の決定等（非公募）に関する調書】

施設名	塩尻市特定公共賃貸住宅等
-----	--------------

施設担当課 建設事業部 建築住宅課

具体的な基準		該当	該当理由
1	地域づくりに寄与する施設の場合		
2	設置目的や設置経過等から公募になじまない施設	(1)	施設の設置目的、提供するサービスの専門性・特殊性から、特定の団体が保有する専門的なノウハウによる管理運営が必要であると認められる場合
		(2)	施設の設置の目的や経過等を考慮し、特定の団体による管理運営が適当であり、また、区分所有や隣接、近隣施設との一体的な管理運営や密接な連携等により、効率的・効果的な管理が図られると認められる場合
3	PFI事業により管理運営を行う施設である場合		
4	施設の休廃止が予定されている場合		

※具体的な基準の該当欄に○を付け、該当理由（施設担当課の考え方）を記入